

登米市住まいサポート 事業補助金



市外から転入された方

登米市内に住宅を取得された方に補助します！

最大 **50**万円

条件により加算します

- 登米市内業者による新築 10万円
- 中学生以下の子ども1人につき 5万円

【取得とは】

住宅を新築した場合は登記事項証明書へ登録した新築の日、住宅を購入した場合は売買契約を締結した日、又は登記事項証明書へ登録した新築の日のうちいずれか遅い日。
※中古住宅 建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は居住の用に供したことがあるもの。
※登記全部事項証明書の表題部「原因及びその日付」に記載された「新築の日付」

※補助金の申請額の総額が予算額に達した場合は、受付を終了します。

本市と住宅金融支援機構との相互協力協定により、登米市住まいサポート事業補助金及び「【フラット35】地域連携型」の要件に該当する方は、【フラット35】を利用した場合に、当初5年間の借入金利が年0.25%引き下げられます。

【問い合わせ先】



お気軽にご相談ください！

登米市 まちづくり推進部
まちづくり推進課 ふるさと定住係

TEL 0220-23-7331

登米市ホームページから様式等をダウンロードいただけます

登米市 移住・定住

検索



－ 注意事項 －

上記及び裏面掲載の補助金額等については、令和6年度事業のものです。
翌年度以降は、事業見直し等により補助金額等が変更になることがあります。

登米市住まいサポート事業補助金

■対象者

- ①登米市内に住宅を新築又は購入により取得し入居した転入者の方
- ②新築または購入した住宅に引き続き5年以上生活の本拠として居住する意思がある方
- ③市税等の滞納がない方及び暴力団員でない方（同一世帯の方を含む）
- ④世帯区分Ⅰ：申請者及びその配偶者が40歳未満の世帯（ご夫婦の方でどちらも40歳未満の世帯）
世帯区分Ⅱ：世帯区分Ⅰに該当しない世帯

【転入者とは】

- ①定住の意思をもって登米市に転入し、市の住民基本台帳に登録された方で、取得日において転入の日から2年以内の方
- ②登米市への転入前に過去1年間以上登米市以外の市区町村に住所を有していた方

■対象外の方

- *転入者以外の方(登米市内の賃貸又は実家住まいから、新たに住宅取得した方)
- *現に居住している市内の住宅を取り壊し、又はその住宅からすべての居住者が転居し、住宅を新築又は購入した場合

■補助金額

住宅本体の取得経費総額〔新築又は購入500万円(中古300万円)以上、土地代対象外〕の10分の1

- *世帯区分Ⅰ：新築又は購入 限度額**50万円**（中古 限度額**25万円**）
- *世帯区分Ⅱ：新築又は購入 限度額**35万円**（中古 限度額**17万5千円**）

■加算額

- ①市内工務店等（市内に事業所の本店を有する法人又は住所を有する個人事業主）の業者による新築住宅取得で**10万円**を加算
- ②中学生以下の子ども（交付申請時）1人につき**5万円**を加算（制限なし）

補助区分	世帯区分	基本額	子育て加算	市内業者加算
転入	新築	Ⅰ	5万円 制限なし！	10万円
		Ⅱ		
	中古	Ⅰ		17万5千円
		Ⅱ		

■申請期間

住宅を取得してから**6か月以内**

■申請書類

- ①登米市住まいサポート事業補助金（住宅取得補助金）交付申請書《様式第1号》
- ②住民票謄本（※**原本提出**。続柄の記載されたもの。市役所各総合支所で取得。）
- ③世帯全員の戸籍の附票（※**原本提出**。本籍地で取得。）
- ④住宅の登記事項証明書（※**原本提出**。新築の場合必要。法務局で取得。）
- ⑤土地売買契約書の写し（借地の場合は土地賃貸借契約書の写し。親族等の所有地の場合は土地の登記事項証明書。）
- ⑥住宅工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ⑦住宅の平面図（建築確認申請又は工事請負契約書の附属図書の写し）及び建築場所を示す位置図（又は案内図）
- ⑧納税証明書【未納の税額がないことの証明】又は非課税証明書（※**原本提出**。高校生以下を除き世帯全員分）
- ⑨誓約書《様式第3号》
- ⑩住宅の全景写真（1枚）

～詳しくは表面問い合わせ先までご連絡ください～